

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区伝馬町11番地 5

株式会社村上開明堂

代表取締役社長 村上太郎

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区紺屋町3番10号
中島屋グランドホテル 4階 カトレア
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎新型コロナウイルスの感染予防のため、可能な限り、議決権を事前に行使いただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のために必要な対応を講じる場合がありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会ご出席者様へのお土産の贈呈を取り止めさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.murakami-kaimeido.co.jp>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大下における株主総会の運営について

新型コロナウイルスの感染予防のため、当社といたしましては、本年も株主総会を以下のとおり対応させていただきたく存じます。何卒ご理解並びにご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り議決権を事前に行使いただき、当日のご来場を極力お控えくださいますよう、お願い申し上げます。

【株主総会会場での対応】

- (1) ご来場の株主様の体温確認を行わせていただき、37.0℃以上の発熱のある方、咳等の症状のある方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただきます。
- (2) 会場内に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご協力ください。
- (3) 株主総会の議事進行は、極力時間短縮にて対応させていただきます。
- (4) 株主総会ご出席者様へのお土産の贈呈を取り止めさせていただきます。

※株主総会当日までの感染拡大状況等により、本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、下記当社ウェブサイトの内容を掲載させていただきます。

<https://www.murakami-kaimeido.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、各国において新型コロナウイルスの感染再拡大による停滞があったものの、総じて回復基調となりました。一方、経済の再開に伴う急速な需要の回復により、原油、原材料価格の高騰や物流の停滞、半導体の供給不足等サプライチェーンの問題が顕在化し、2021年後半以降は回復に鈍化が見られました。加えて、ロシアのウクライナ侵攻が現実となり世界情勢は不安定化しております。

当社グループの主要取引先である自動車業界においては、堅調な需要を背景に生産の持ち直しが期待されましたが、世界的な半導体不足や東南アジアのロックダウンによる部品供給不足の影響を受けて伸び悩みました。

このような事業環境のもと、当社グループでは、日本国内を中心とする自動車メーカーの減産や、北米での人件費や物流費の高騰の影響を受けながらも、受注変動に柔軟に対応し、各地域のお客様への安定供給を継続すると同時に、コスト圧縮に努め収益確保に注力いたしました。

また、当社は2021年8月31日に公表しました株式会社ミツバとの株式譲渡契約に基づき、2022年4月1日に株式会社大嶋電機製作所を子会社化し、株式会社村上開明堂東日本として稼働を開始いたしました。主力事業である自動車用バックミラーの事業基盤を強化し、持続的成長につなげてまいります。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。詳細は、「連結計算書類 連結注記表 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

以下、地域別の概況をご報告申し上げます。

・日本

主力の自動車用バックミラーの販売数量は前年並みとなりましたが、収益認識会計基準等の適用により、売上高は35,950百万円となりました。営業利益は、増収効果があったものの、主に人件費、試験研究費の増加等により、1,865百万円となりました。

・アジア

タイ及びインドネシアでの自動車用バックミラーの販売数量が増加した結果、売上高は21,648百万円となり、営業利益は、売上高の増加に伴い2,515百万円となりました。

・北米

米国及びメキシコにおいて自動車用バックミラーの販売数量が増加した結果、売上高は15,996百万円となりました。営業利益は、新型コロナウイルス感染拡大や物流の停滞等に起因する人件費、物流費の増加等により264百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は73,595百万円となりました。

また、営業利益は4,864百万円、経常利益は5,723百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,865百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は2,614百万円となりました。

その地域別内訳は、日本並びに全社（共通）で1,434百万円、アジアで951百万円、北米で227百万円であります。

日本では、バックミラー製造拠点において、主に生産性向上のための合理化改善、並びに品質管理、新製品対応の生産準備等の設備投資を実施いたしました。海外では、主に生産準備や生産性向上のための設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、主力製品である自動車用バックミラーの製造を中心としたミラーシステム事業と光学薄膜部品の製造を中心としたオプトロニクス事業をグローバルに展開しております。経営理念である「人の役に立つ企業となる」に基づき、お客様やユーザーの満足を得られる高品質・高付加価値で価格競争力のある商品を提供するとともに、事業を通じて株主の皆様、サプライヤー様、従業員との信頼関係を築き、社会や産業の発展、環境の保全に貢献することを経営の基本方針としております。

今後の見通しにつきましては、引き続き、新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大が懸念されるものの、ワクチンの普及や行動規制の緩和等により経済活動の制限は限定的に留まると予想されます。一方、ウクライナ情勢や長期化する米中対立等の地政学的リスクに加え、原材料価格やエネルギーコストの高騰、物流の混乱等により、世界的に不透明な経済環境が続くことが予想されます。

自動車業界においても、部品・半導体不足や原材料価格や物流費の高騰が続き、足元の事業環境は厳しさを増しておりますが、2022年度後半にかけては、旺盛な需要に支えられ販売台数の底堅い回復が期待されます。

このような状況の中で、当社グループは、設計開発力・生産技術力の一層強化及び世界最適調達・最適生産の推進、IT技術等の活用による製造部門・間接部門の生産性向上等に取り組み、主力のバックミラー事業、オプトロニクス事業の競争力強化に注力してまいります。また、2022年4月に連結子会社化した株式会社村上開明堂東日本を起点とする同地域の営業強化により、主力事業の収益基盤強化も図ってまいります。

高付加価値新製品の開発、新規事業の創出につきましては、先進運転支援システムに向けた製品開発に注力するとともに、市場性・競争優位性・ビジネスモデルを意識した開発活動と経営資源の効率的な投入で、早期実現を果たし、持続的成長を目指してまいります。

なお、2021年2月に開発した空中浮遊映像技術を用いた非接触インターフェースは、トイレ用の操作パネルとして、病院や介護施設等にサンプル採用いただいております。今後、ユーザーの評価を活かして実用性を高め、事業化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項 目	2019年3月期 (第76期)	2020年3月期 (第77期)	2021年3月期 (第78期)	2022年3月期 (第79期)
売 上 高	百万円 73,732	百万円 77,668	百万円 74,147	百万円 73,595
経 常 利 益	百万円 7,688	百万円 7,639	百万円 5,713	百万円 5,723
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円 4,860	百万円 4,961	百万円 3,699	百万円 3,865
1株当たり当期純利益	377.71円	388.48円	290.98円	309.16円
総 資 産	百万円 78,298	百万円 80,427	百万円 84,874	百万円 89,199
純 資 産	百万円 61,169	百万円 65,188	百万円 67,494	百万円 72,022
1株当たり純資産額	4,574.04円	4,900.37円	5,147.59円	5,625.48円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社村上開明堂九州	百万円 100	% 100.0	バックミラー製造及び販売
株式会社村上開明堂化成	20	100.0	樹 脂 製 品 卸 販 売
株式会社エイジー	10	100.0	バックミラー製造及び販売
株式会社村上エキスプレス	10	100.0	一般貨物自動車運送事業
Murakami Manufacturing U.S.A.Inc.	百万米ドル 40	100.0	バックミラー製造及び販売
Murakami Manufacturing Mexico,S.A. de C.V.	百万ペソ 532	100.0	バックミラー製造及び販売
嘉興村上汽車配件有限公司	百万米ドル 24	100.0	バックミラー製造及び販売
佛山村上汽車配件有限公司	百萬元 10	100.0	バックミラー製造及び販売
天津村上汽車配件有限公司	百萬元 10	100.0	バックミラー製造及び販売
Murakami Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.	百万パーツ 180	100.0	バックミラー製造及び販売
MURAKAMI AMPAS(THAILAND)CO.,LTD.	百万パーツ 100	51.0	バックミラー製造及び販売
Murakami Mold Engineering (Thailand)Co.,Ltd.	百万パーツ 39	100.0	金 型 製 造 及 び 販 売
Murakami Corporation (Thailand) Ltd.	百万パーツ 20	100.0	バックミラー設計・ 生産準備の請負業務
PT.Murakami Delloyd Indonesia	百万ルピア 216,053	72.3	バックミラー製造及び販売

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

地域区分	事業内容
日本	自動車用バックミラー、ファインガラスの製造及び販売
アジア	自動車用バックミラー、ファインガラスの製造及び販売
北米	自動車用バックミラーの製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

	名称	所在地
	本社	静岡県静岡市
事務所	東京事務所	東京都千代田区
	新横浜事務所	神奈川県横浜市
工場	藤枝工場	静岡県藤枝市
	大井川工場	静岡県藤枝市
	築地工場	静岡県藤枝市

- (注) 1. 2021年7月1日付けで、神奈川県横浜市に新横浜事務所を開設いたしました。
 2. 2022年4月1日付けで、群馬県太田市に群馬事務所を開設しております。

② 子会社

	名称	所在地
国内	株式会社村上開明堂九州	福岡県朝倉市
	株式会社村上開明堂化成	東京都千代田区
	株式会社エイジー	静岡県藤枝市
	株式会社村上エキスプレス	静岡県焼津市
海外	Murakami Manufacturing U.S.A. Inc.	Kentucky U.S.A.
	Murakami Manufacturing Mexico, S.A. de C.V.	Zacatecas Mexico
	嘉興村上汽车配件有限公司	中華人民共和国浙江省
	佛山村上汽车配件有限公司	中華人民共和国広東省
	天津村上汽车配件有限公司	中華人民共和国天津市
	Murakami Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.	Ayutthaya Thailand
	MURAKAMI AMPAS (THAILAND) CO., LTD.	Samutprakarn Thailand
	Murakami Mold Engineering (Thailand) Co., Ltd.	Samutprakarn Thailand
	Murakami Corporation (Thailand) Ltd.	Bangkok Thailand
PT.Murakami Delloyd Indonesia	West Java Indonesia	

- (注) 2022年4月1日付けで、群馬県太田市の株式会社大嶋電機製作所を子会社化し、株式会社村上開明堂東日本に商号を変更しております。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
日 本	1,064 ^名	-27 ^名
ア ジ ア	1,501 ^名	+111
北 米	595 ^名	-50
全 社 (共 通)	62 ^名	+5
合 計	3,222 ^名	+39

- (注) 1. 従業員数は就業人数（当企業集団から外部への出向者を除き、外部から当企業集団への出向者を含む）を記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の地域に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当社グループの非連結子会社の従業員数8名（全社）及び12名（アジア）は上記表に含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	期末借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	500 ^{百万円}
株 式 会 社 静 岡 銀 行	400
ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	200
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	200
株 式 会 社 清 水 銀 行	200
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,100,000株 (うち自己株式710,985株)
- (3) 株主数 1,322名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株 式 会 社 豊 英 社	1,860 <small>千株</small>	15.0 %
村 上 太 郎	1,433	11.5
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズ ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	801	6.4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	624	5.0
A G C 株 式 会 社	489	3.9
株 式 会 社 中 島 屋 ホ テ ル ズ	460	3.7
株 式 会 社 静 岡 銀 行	459	3.7
立 花 証 券 株 式 会 社	440	3.5
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	402	3.2
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	347	2.8

(注) 1. 当社は自己株式710,985株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除いております。

2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	12,267株	6名
社外取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「3. (4)①当年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主価値の向上を図ると同時に、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2021年9月22日に自己株式立会外買付取引により、250千株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合は1.98%)の自己株式を総額723百万円で取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	村 上 太 郎	
専務取締役	望 月 義 人	社長補佐 新規事業推進本部長 兼グローバル監査室担当
専務取締役	奥 野 雅 治	社長補佐 兼品質保証本部長 兼生産本部担当 兼北米・南米統括
常務取締役	長谷川 猛	経営企画本部長 兼経理部長
取 締 役	杉 澤 達 弥	管理本部長 兼情報システム部担当 兼ASEAN統括 兼Murakami Corporation(Thailand)Ltd.取締役社長
取 締 役	平 沢 方 秀	第二開発本部長 兼経営企画本部新規事業戦略室所管
取 締 役	岩 崎 清 悟	静岡ガス株式会社特別顧問 スター精密株式会社社外取締役 芝浦機械株式会社社外取締役
取 締 役	力 石 晃 一	日本郵船株式会社アドバイザー 富士石油株式会社社外監査役
取 締 役	足 羽 由 美 子	足羽会計事務所所長 マックスパリュ東海株式会社社外取締役
監査役(常勤)	増 井 邦 夫	
監 査 役	櫻 井 透	
監 査 役	興 津 哲 雄	興津哲雄法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 岩崎清悟、力石晃一、足羽由美子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 櫻井透、興津哲雄の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 岩崎清悟、力石晃一、足羽由美子、監査役 櫻井透、興津哲雄の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役 櫻井透氏は、金融機関において役員を歴任する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 足羽由美子氏は、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 監査役 興津哲雄氏は、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

7. 以下のとおり、取締役の担当及び重要な兼職の状況を変更しております。

2022年4月1日付

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役	望月 義人	社長補佐 兼新規事業推進本部長
専務取締役	奥野 雅治	社長補佐 兼品質保証本部長 兼北米・南米統括 兼株式会社村上開明堂東日本会長
常務取締役	長谷川 猛	経営企画本部所管 兼経理部長

2022年5月1日付

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役	望月 義人	社長補佐 兼新規事業推進本部所管
取 締 役	平 沢 方 秀	新規事業推進本部長 兼先行開発室長 兼経営企画本部新規事業戦略室所管

(ご参考)会社役員の専門性及び経験 (スキルマトリックス)

氏 名	地 位	独立性	ジ・エンター	企業 経営	財務 会計	マーケ ティング・ グローバル ビジネス	製造技術 研究開発	IT デジタル	法務
村上 太郎	代表取締役社長		M	●	●	●		●	
望月 義人	専務取締役		M	●		●	●		
奥野 雅治	専務取締役		M	●		●	●		
長谷川 猛	常務取締役		M	●	●				●
杉澤 達弥	取締役		M	●		●		●	
平沢 方秀	取締役		M			●	●	●	
岩崎 清悟	社外取締役	○	M	●	●	●			
力石 晃一	社外取締役	○	M	●	●	●			
足羽由美子	社外取締役	○	W	●	●				
増井 邦夫	常勤監査役		M	●		●	●		
櫻井 透	社外監査役	○	M	●	●	●			
興津 哲雄	社外監査役	○	M		●				●

※上表は、各人の有する全ての専門性及び経験を示すものではありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職 慰労金	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	329 (14)	283 (14)	- (-)	16 (0)	29 (-)	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	43 (20)	32 (10)	- (-)	10 (10)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	372 (35)	316 (25)	- (-)	26 (10)	29 (-)	15 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち、社外取締役は0名)、及び2020年12月19日ご逝去により退任した監査役1名(うち、社外監査役は1名)を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「③役員報酬等の方針等」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会決議において年額350百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名(うち、社外取締役は0名)です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第78回定時株主総会において、株式報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年35,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会決議において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役は3名)です。
6. 上表の他、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会の決議に基づき、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金のうち、取締役2名に対し27百万円、また監査役1名に対し3百万円の退職慰労金を支払っております。

②役員報酬等の方針等

当社は2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関でありますアドバイザリーボードの答申を踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針等の内容は下記のとおりです。

【基本方針】

当社取締役の報酬は、各職責を踏まえたものとし、社外取締役については、監督機能を担うその職務に鑑み、決定しております。

【基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針】

当社の取締役の基本報酬等は、役位、職責、在任年数に応じた月例の固定報酬と、業績や経済動向、業界動向等を勘案した賞与、株主との価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬で構成しております。

【取締役の個人別の報酬等に関する事項及びその判断の妥当性について】

個人別の報酬等については、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき取締役会の委任をうけた、代表取締役社長 村上太郎が、上記の基本方針に基づき決定しております。当該委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うに適していると判断したためであります。

なお、任意の諮問機関でありますアドバイザリーボードの審議・答申の内容を踏まえて報酬等の額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 岩崎清悟氏は、静岡ガス株式会社の特別顧問であり、スター精密株式会社及び芝浦機械株式会社の社外取締役であります。なお、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 力石晃一氏は、日本郵船株式会社のアドバイザーであり、富士石油株式会社の社外監査役であります。なお、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 足羽由美子氏は、足羽会計事務所所長であり、マックスバリュ東海株式会社の社外取締役であります。なお、足羽会計事務所は当社の取引事務所であります。マックスバリュ東海株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 興津哲雄氏は、興津哲雄法律事務所弁護士であり、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	岩 崎 清 悟	当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	力 石 晃 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	足 羽 由 美子	2021年6月29日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

・社外監査役

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	櫻 井 透	当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づいた発言を行っております。
監 査 役	興 津 哲 雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席いたしました。 弁護士としてその豊富な専門知識からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	39百万円
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬等の額	一百万円
当社及び当社子会社が当社の会計監査人へ支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「村上開明堂グループ企業行動憲章」「村上開明堂コンプライアンスポリシー」「村上開明堂コンプライアンス行動規準」を取締役・使用人に周知徹底させ、必要な教育を実施する。
- ② 社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。
- ③ グローバル監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、定期的を取締役及び監査役に報告する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報として、取締役会議資料、経営会議資料及び各議事録、稟議書等の書類について「文書管理規程」に基づき、保存及び管理を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を徹底するために各部署に必要な諸規程や教育・訓練制度、通報制度等の体制を整備する。
- ② 不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規程」に従い直ちに対策本部を設置し全社横断的な対応を実施する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程に基づき、執行役員等よりの報告を踏まえ、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに本部ごとの業績目標を明確にし、その進捗状況を定期的を取締役会で報告させる。
- ③ 重要な経営課題の審議及び意思決定を行う「経営会議」を設け業務執行の迅速化を図る。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するため「関係会社管理規程」を整備し子会社からの報告体制等を定める。
 - ② 取締役は子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社の監査役に報告する。
 - ③ 子会社が経営管理の法令に違反した場合、または、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社の取締役は、当社総務人事部長並びに監査役に報告する。
 - ④ グループ内取引は法令・会計原則・税務その他社会規範に照らし適切なものとし、公平性を保持する。
 - ⑤ グローバル監査室は、当社及び当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関する事項
- ① 監査役から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。
当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ② 当該使用人は監査役の指示に基づきその業務を行う。また、当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、事前に監査役の承諾を得て行う。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、業務執行上の意思決定に関する重要な会議に出席することができる。
 - ② 取締役及び使用人等は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、すみやかに当社の監査役に対して報告する。
 - ③ 当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定するものとし、会計監査人と適宜協議する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、決算財務報告の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、透明かつ健全な企業経営を実践する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「村上開明堂グループ企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固とした姿勢で対決し、関係遮断を徹底いたします。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「コンプライアンス行動規準」において反社会的勢力に対する行動指針を示し、役員・使用人への周知徹底を行っております。社内体制といたしましては、総務人事部を対応総括部署として、平時より顧問弁護士、企業防衛対策協議会、静岡県警察本部等の外部機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、不当請求防止に関する指導を受けております。

(12) 上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。上記各体制の整備及び運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

① コンプライアンス体制

コンプライアンスの推進を図るべく、「コンプライアンス委員会規程」に基づきコンプライアンス委員会を原則年1回開催し、法令順守について審議しております。当該委員会では、コンプライアンスの推進に関する方針の決定を行っており、必要な情報を当社取締役会に報告しております。また、社外を含む通報窓口を設置し、潜在的なリスクの収集に努めております。

② リスク管理体制

「経営危機管理規程」の定めに基づき不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクの識別、分析を行っております。また、「機密管理規程」の定めに基づき、重要機密エリアの設定と重要管理情報の不正使用や外部漏洩を防止し、情報セキュリティー強化のため、「情報セキュリティーポリシー」の定めに基づきネットワークの社内網整備や情報保存媒体の使用制限を設ける等、情報漏洩リスクの軽減に努めております。

③ 財務報告体制

財務報告の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。さらに会計監査人は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

④ 職務執行体制

ア 取締役の職務として、当事業年度において取締役会を13回開催し、法令、定款及び取締役会規程の定めに基づき経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

イ 監査役の職務として、当事業年度において監査役会を12回開催し、取締役会付議事項の事前審議、重要な経営事項の審議や重要な業務推進上の報告等を行っております。

⑤ 業務監査体制

業務監査部門として、代表取締役直属の組織であるグローバル監査室を設置し、当社及び関係子会社の業務について監査を実施しております。業務監査の結果は、代表取締役社長及び常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善指示や提案等の措置を取るとともに、改善状況を確認するためにフォロー監査を実施しております。

⑥ 監査役会体制

監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。また、会計監査人と適宜協議をしております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式の大量取得を目的とする買付に対しましては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買収者が出現した場合の具体的な取組みを予め定めるものではありませんが、当社としては株主・投資家から付託された当然の責務として、当社の株式取引や移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等をすみやかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,354	流動負債	13,991
現金及び預金	34,819	支払手形及び買掛金	7,574
受取手形及び売掛金	11,505	電子記録債務	1,823
電子記録債権	1,019	リース債務	9
商品及び製品	1,322	未払法人税等	829
仕掛品	1,244	製品保証引当金	257
原材料及び貯蔵品	4,935	賞与引当金	960
その他	1,517	役員賞与引当金	32
貸倒引当金	△9	その他	2,503
固定資産	32,845	固定負債	3,185
有形固定資産	23,685	長期借入金	1,600
建物及び構築物	9,467	リース債務	13
機械装置及び運搬具	5,883	繰延税金負債	463
工具、器具及び備品	1,704	退職給付に係る負債	602
土地	5,646	役員退職慰労引当金	390
リース資産	18	資産除去債務	49
建設仮勘定	964	その他	65
無形固定資産	1,400	負債合計	17,176
ソフトウェア	510	(純資産の部)	
その他	889	株主資本	66,674
投資その他の資産	7,759	資本金	3,165
投資有価証券	4,432	資本剰余金	3,434
投資不動産	1,382	利益剰余金	61,630
繰延税金資産	361	自己株式	△1,556
退職給付に係る資産	717	その他の包括利益累計額	3,020
その他	865	その他有価証券評価差額金	1,497
貸倒引当金	△0	為替換算調整勘定	1,276
資産合計	89,199	退職給付に係る調整 累計額	245
		非支配株主持分	2,328
		純資産合計	72,022
		負債純資産合計	89,199

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		73,595
売 上 原 価		61,528
売 上 総 利 益		12,066
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,202
営 業 利 益		4,864
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	236	
受 取 地 代 家 賃	135	
そ の 他	547	918
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
賃 貸 費 用	38	
そ の 他	17	60
経 常 利 益		5,723
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	273	295
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	29	29
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,989
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,690	
法 人 税 等 調 整 額	△201	1,488
当 期 純 利 益		4,500
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		634
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,865

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度 期首残高	3,165	3,426	58,403	△854	64,140
当連結会計年度 変動額					
剰余金の配当			△638		△638
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,865		3,865
自己株式の取得				△723	△723
自己株式の処分		△22		22	-
譲渡制限付株式報酬		29			29
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					-
当連結会計年度 変動額合計	-	7	3,227	△701	2,533
当連結会計年度 末残高	3,165	3,434	61,630	△1,556	66,674

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度 期首残高	1,377	△750	230	857	2,497	67,494
当連結会計年度 変動額						
剰余金の配当					-	△638
親会社株主に帰属 する当期純利益					-	3,865
自己株式の取得					-	△723
自己株式の処分					-	-
譲渡制限付株式報酬					-	29
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	120	2,027	14	2,163	△168	1,994
当連結会計年度 変動額合計	120	2,027	14	2,163	△168	4,527
当連結会計年度 末残高	1,497	1,276	245	3,020	2,328	72,022

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

14社……㈱エイジー、㈱村上開明堂九州、
㈱村上開明堂化成、㈱村上エキスプレス、
Murakami Manufacturing U. S. A. Inc.、
Murakami Manufacturing Mexico, S. A. de C. V.、
MURAKAMI AMPAS (THAILAND) CO., LTD.、
Murakami Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.、
Murakami Corporation (Thailand) Ltd.、
Murakami Mold Engineering (Thailand) Co., Ltd.、
PT. Murakami Delloyd Indonesia、
嘉興村上汽車配件有限公司、
佛山村上汽車配件有限公司、
天津村上汽車配件有限公司

(2) 非連結子会社

……㈱村上開明堂ビジネスサービス、
MURAKAMI MANUFACTURING INDIA PRIVATE LTD.、
Murakami Germany GmbH

非連結子会社は当連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社 ……㈱村上開明堂ビジネスサービス、
MURAKAMI MANUFACTURING INDIA PRIVATE LTD.、
Murakami Germany GmbH

持分法を適用しない非連結子会社は当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社14社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移
動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……………主として総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………主として定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- ②無形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率法により計上しており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、財務内容評価法により計上しております。
- ②製品保証引当金
売上製品のクレーム補償費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の支出実績比率を基準とする方法と個別見積り額に基づき計上しております。
- ③賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績に基づいて支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
- ④役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、2021年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。これに伴い2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、同総会終結時までの在任期間を対象とした役員退職慰労金を打ち切り支給することとしました。その支給時期については各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としております。当社グループでは、製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

当会計基準の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える主な影響は以下のとおりであります。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

・有償受給取引

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価が9,477百万円それぞれ減少しており、当連結会計年度末日において、棚卸資産が228百万円減少し、流動資産その他が228百万円増加しております。

・有償支給取引

一部の有償支給取引について、当連結会計年度より金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。この結果、当連結会計年度末日において、棚卸資産及び流動負債その他が98百万円それぞれ増加しております。

・代理人取引

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価が924百万円それぞれ減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の拡大や収束時期を予測することは困難ですが、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であります。

したがって、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.	有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	
	有形固定資産の減価償却累計額	54,655百万円
	有形固定資産の減損損失累計額	542百万円
	計	55,198百万円
2.	投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額	
	投資不動産の減価償却累計額	345百万円
	投資不動産の減損損失累計額	0百万円
	計	345百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 13,100,000株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	328百万円	26.00円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	309百万円	25.00円	2021年9月30日	2021年12月10日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	371百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	30.00円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、当社は原則として外貨建て借入の実行により減殺しております。

なお、連結会社が海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券には、市場価格の変動リスクに晒されているものもありますが、主に、業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程等に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクを、原則として、外貨建て借入の実行により減殺しております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された変動リスクに対して、原則として先物為替予約の利用によりヘッジしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について重要なものは、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については含まれておりません（注）1.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	3,207	3,207	—
資産計	3,207	3,207	—
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	1,600	1,595	△4
負債計	1,600	1,595	△4
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 現金は注記を省略しており、預金及び「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」等、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式 (関係会社株式)	1,209
非上場株式 (その他有価証券)	15

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	11,505	—	—	—
電子記録債権	1,019	—	—	—
合計	12,524	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	—	1,600	—	—
合計	—	1,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	3,207	—	—	3,207
資産計	3,207	—	—	3,207

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金				
(1年以内返済予定を含む)	—	1,595	—	1,595
負債計	—	1,595	—	1,595

(※) 現金は注記を省略しており、預金及び「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」等、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループでは、静岡市その他の地域において、賃貸用ビル、倉庫（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は97百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
1,385	△3	1,382	2,155

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度の期中増減額のうち、主な減少額は、減価償却費3百万円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	日本	アジア	北米	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	35,950	21,648	15,996	73,595	—	73,595
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	35,950	21,648	15,996	73,595	—	73,595

(注) 販売元の所在地を基礎とし、セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記） 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結会社の契約残高の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	受取手形及び売掛金	11,505
	電子記録債権	1,019
	貸倒引当金	△9
	合計	12,515

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,625.48円
2. 1株当たり当期純利益	309.16円

(重要な後発事象に関する注記)

(事業の譲受及び株式取得による会社等の買収)

当社は2021年8月31日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社大嶋電機製作所（以下「大嶋電機製作所」という。）の発行済株式の84.2%を株式会社ミツバより取得し子会社化すること、及び大嶋電機製作所の製造品目に関連して株式会社ミツバが担う開発、設計並びに販売機能を譲り受けること（併せて、以下「本譲受け」という。）について決議し、株式会社ミツバとの間で株式譲渡契約を締結いたしました。当契約に基づき2022年4月1日に同社の株式の取得及び事業の譲受を完了いたしました。

(1) 本譲受けの理由

大嶋電機製作所は群馬県太田市に所在し、1943年の創業以来、国内自動車メーカー向けの自動車用内・外装部品を製造し、ドアミラー生産においても豊富な実績を有しております。

自動車用バックミラー事業を主力事業とする当社は、この度の株式取得により大嶋電機製作所を子会社化し、東日本エリアにおける重要な生産拠点とすることで、さらなる顧客基盤の拡充を図ります。

また、両社のドアミラー生産における技術とノウハウを融合し、お客様に一層ご満足頂ける製品の安定供給に努め、事業成長の加速を目指してまいります。

(2) 本譲受けの相手会社の名称

株式会社ミツバ

(3) 本譲受けの内容

- ① 株式会社ミツバが有する、大嶋電機製作所に関連する資産・負債を大嶋電機製作所に承継させた後に、当社が大嶋電機製作所の発行済株式の84.2%を譲受け
- ② ①と併せて、大嶋電機製作所の製造品目に関連して株式会社ミツバの担う開発、設計及び販売機能を事業譲渡の方法により当社が譲受け

(4) 本譲受けの資産・負債の額

現時点では確定しておりません。

(5) 買収する会社の名称、事業内容、規模

名称	株式会社大嶋電機製作所
事業内容	自動車用内・外装部品の製造及びヘルメットの製造・販売
資本金	380百万円
売上高	8,246百万円（2021年3月期）

(6) 取得する株式の数及び取得後の持分比率

異動前の所有株式数	0株（持分比率：0%）
取得株式数	640,000株（持分比率：84.2%）
異動後の所有株式数	640,000株（持分比率：84.2%）

(7) 本譲受けの時期

2022年4月1日

なお、大嶋電機製作所の株式取得に係る企業結合の概要等は以下のとおりであります。

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社大嶋電機製作所
事業の内容 自動車用内・外装部品の製造及びヘルメットの製造・販売
※2022年4月1日に株式会社大嶋電機製作所から株式会社村上開明堂東日本へ社名変更を行いました。
 - (2) 企業結合を行った主な理由
自動車用バックミラー事業を主力事業とする当社は、この度の株式取得により大嶋電機製作所を子会社化し、東日本エリアにおける重要な生産拠点とすることで、さらなる顧客基盤の拡充を図ります。
また、両社のドアミラー生産における技術とノウハウを融合し、お客様に一層ご満足頂ける製品の安定供給に努め、事業成長の加速を目指してまいります。
 - (3) 企業結合日
2022年4月1日
 - (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
 - (5) 結合後企業の名称
株式会社村上開明堂東日本
 - (6) 取得した議決権比率
84.2%
 - (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。
2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
守秘義務契約に基づき、非公開とさせていただきます。
 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。
 4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
 5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,599	流動負債	8,698
現金及び預金	22,640	支払手形	6
受取手形	1	買掛金	3,920
売掛金	6,422	電子記録債務	1,823
電子記録債権	984	未払金	515
製品	857	未払消費税等	23
仕掛品	83	未払法人税等	478
原材料及び貯蔵品	1,858	未払費用	577
前払費用	105	預り金	39
未収入金	421	製品保証引当金	170
短期貸付金	800	賞与引当金	788
1年内回収予定の長期貸付金	144	役員賞与引当金	32
その他	281	設備関係支払手形	0
貸倒引当金	△0	設備関係電子記録債務	159
固定資産	28,153	その他	163
有形固定資産	10,422	固定負債	2,231
建物	3,232	長期借入金	1,600
構築物	105	退職給付引当金	139
機械及び装置	1,788	役員退職慰労引当金	389
車両運搬具	32	資産除去債務	49
工具、器具及び備品	872	その他	52
土地	4,130	負債合計	10,929
建設仮勘定	259	(純資産の部)	
無形固定資産	500	株主資本	50,325
ソフトウェア	486	資本金	3,165
その他	14	資本剰余金	3,535
投資その他の資産	17,230	資本準備金	3,528
投資有価証券	3,223	その他資本剰余金	7
関係会社株式	7,843	利益剰余金	45,181
出資金	97	利益準備金	202
関係会社出資金	2,457	その他利益剰余金	44,978
長期貸付金	1,002	固定資産圧縮積立金	40
投資不動産	1,729	別途積立金	10,050
保険積立金	80	繰越利益剰余金	34,888
繰延税金資産	250	自己株式	△1,556
前払年金費用	390	評価・換算差額等	1,497
その他	157	その他有価証券評価差額金	1,497
貸倒引当金	△0	純資産合計	51,823
資産合計	62,753	負債純資産合計	62,753

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		37,715
売 上 原 価		31,729
売 上 総 利 益		5,986
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,132
営 業 利 益		853
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,871	
受 取 地 代 家 賃	154	
そ の 他	1,395	3,421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
賃 貸 費 用	50	
そ の 他	19	72
経 常 利 益		4,202
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	273	273
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	18	18
税 引 前 当 期 純 利 益		4,456
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	988	
法 人 税 等 調 整 額	△42	946
当 期 純 利 益		3,510

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,165	3,528	—	3,528	202	40	10,050	32,015	42,308
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当				—				△638	△638
当 期 純 利 益				—				3,510	3,510
自 己 株 式 の 取 得				—					—
自 己 株 式 の 処 分			△22	△22					—
譲渡制限付株式報酬			29	29					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	7	7	—	—	—	2,872	2,872
当 期 末 残 高	3,165	3,528	7	3,535	202	40	10,050	34,888	45,181

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△854	48,147	1,377	1,377	49,524
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△638		—	△638
当 期 純 利 益		3,510		—	3,510
自 己 株 式 の 取 得	△723	△723		—	△723
自 己 株 式 の 処 分	22	—		—	—
譲渡制限付株式報酬		29		—	29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	120	120	120
当 期 変 動 額 合 計	△701	2,178	120	120	2,299
当 期 末 残 高	△1,556	50,325	1,497	1,497	51,823

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づき定額法を採用しております。
 - (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率法により計上しており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、財務内容評価法により計上しております。
 - (2) 製品保証引当金
売上製品のクレーム補償費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の支出実績比率を基準とする方法と個別見積り額に基づき計上しております。
 - (3) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績に基づいて支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
 - (4) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいた金額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、2021年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。これに伴い2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、同総会終結時までの在任期間を対象とした役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給時期については各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としております。当社では、製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える主な影響は以下のとおりであります。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

・有償受給取引

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。この結果、当事業年度の売上高及び売上原価が9,477百万円それぞれ減少しており、当事業年度末日において、棚卸資産が228百万円減少し、流動資産その他が228百万円増加しております。

・有償支給取引

一部の有償支給取引について、当事業年度より金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。この結果、当事業年度末日において、棚卸資産及び流動負債その他が152百万円それぞれ増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払年金費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「前払年金費用」は329百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の拡大や収束時期を予測することは困難ですが、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であります。

したがって、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期債権	1,498百万円
長期債権	1,002百万円
短期債務	699百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	37,714百万円
有形固定資産の減損損失累計額	71百万円
計	37,785百万円
3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額	
投資不動産の減価償却累計額	345百万円
投資不動産の減損損失累計額	0百万円
計	345百万円
4. 保証債務	
銀行借入等に対する保証	
<関係会社>	
Murakami Mold Engineering(Thailand)Co.,Ltd.	1百万円
計	1百万円
買掛金等に対する保証	
<関係会社>	
(株)村上開明堂化成	買掛金 200百万円
計	200百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	2,348百万円
仕入高	5,590百万円
販売費及び一般管理費	718百万円
営業取引以外の取引高	2,776百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	473,158株	250,094株	12,267株	710,985株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得250,000株及び単元未満株の買取り94株による増加分であります。
2. 自己株式の減少12,267株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	444百万円
役員退職慰勞引当金	118百万円
製品保証引当金	51百万円
減価償却費	23百万円
賞与引当金	274百万円
関係会社株式評価損	1,466百万円
未払事業税等	41百万円
その他	368百万円
繰延税金資産の小計	2,789百万円
評価性引当額	△1,771百万円
繰延税金資産の合計	1,018百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	632百万円
その他	135百万円
繰延税金負債の合計	768百万円

繰延税金資産の純額 250百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業等の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	事業年度末残高(百万円)
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	楠村上開明堂九州	福岡県朝倉市	100 百万円	バックミラー製造及び販売	100.0	4名	製品仕入先	運転資金貸付(注1, 2)	—	短期貸付金	500
								設備資金貸付(注1)	144	1年内回収予定の長期貸付金	144
									長期貸付金	1,002	
	MURAKAMI AMPAS(THAILAND)CO., LTD.	Samutprakarn Thailand	100 百万バツ	バックミラー製造及び販売	51.0	4名	製品売上先	受取配当金(注3)	862	—	—
	嘉興村上汽車配件有限公司	浙江省嘉興市	24 百万米ドル	バックミラー製造及び販売	100.0	4名	製品売上先	受取配当金(注3)	342	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金利は市場金利を勘案し決定しております。
 2. 運転資金貸付の取引金額は、当事業年度における純増減額を記載しております。
 3. 配当金については、子会社の当期純利益金額等を勘案し、決定しております。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,183.02円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 280.79円 |

(重要な後発事象に関する注記)

(事業の譲受及び株式取得による会社等の買収)

当社は2021年8月31日開催の取締役会において、株式会社大嶋電機製作所の発行済株式の84.2%を株式会社ミツバより取得し子会社化すること、及び株式会社大嶋電機製作所の製造品目に関連して株式会社ミツバが担う開発、設計並びに販売機能を譲り受けることについて決議し、株式会社ミツバとの間で株式譲渡契約を締結いたしました。当契約に基づき2022年4月1日に同社の株式の取得及び事業の譲受を完了いたしました。

詳細は、「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 村上 開明堂

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 智章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 角田 大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村上開明堂の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社村上開明堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 村上 開明堂

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 智章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 角田 大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村上開明堂の2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知照との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 村上開明堂 監査役会

常勤監査役	増	井	邦	夫	Ⓞ
監査役	櫻	井	透		Ⓞ
監査役	興	津	哲	雄	Ⓞ

(注) 社外監査役 櫻井透及び興津哲雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本としながら、当社グループを取り巻く経営環境や業績等を総合的に勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円 総額 371,670,450円

なお、当社は中間配当として当社普通株式1株につき25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき55円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

第3号議案 取締役1名選任の件

車載向け製品のコスト競争力、新製品開発力強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、今回選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はっとり 服部 有 (1957年3月25日生)	1980年4月 日本電装株式会社(現株式会社デンソー)入社 2006年1月 同社ディスプレイ技術部長 2009年1月 同社半導体実装開発部長 2010年1月 同社基礎研究所エレクトロニクス研究部長 2017年3月 当社入社顧問 2018年4月 当社常務執行役員(現任) 当社開発センター長 2020年4月 当社第一開発本部長 2021年4月 当社新規事業推進本部長 2021年9月 当社第一開発本部長 2022年4月 当社第一開発本部長 兼設計部担当 2022年5月 当社開発本部長 兼設計部担当(現任)	400株
【取締役候補者とした理由】 候補者は新商品の開発部門の責任者を務める等、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営及び開発業務の推進を図るために適任であると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 上記取締役候補者は新任の取締役候補者であります。
 2. 上記取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の専門性及び経験(スキルマトリックス)

氏名	独立性	ジェンダー	企業経営	財務会計	マーケティング グローバル ビジネス	製造技術 研究開発	IT デジタル	法務
服部 有		M			●	●		

※上表は、個人の有する全ての専門性及び経験を示すものではありません。

以上

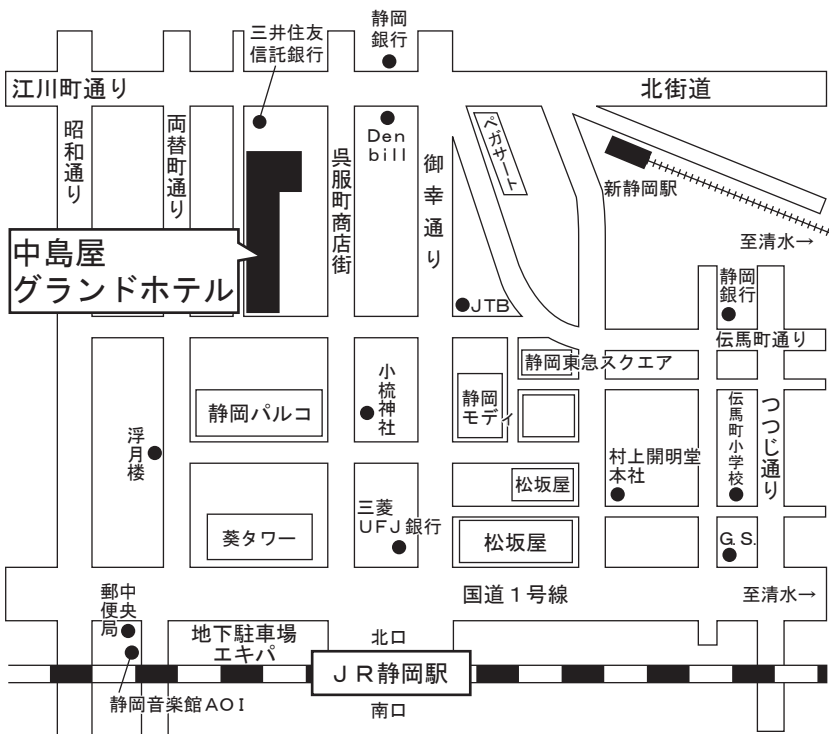
<メ モ 欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

株主総会会場ご案内図

会場 静岡県静岡市葵区紺屋町3番10号
中島屋グランドホテル 4階 カトレア
TEL (054) 253-1151



交通

J R 静岡駅北口より徒歩約5分

なお、駐車場がございませんので、お車でのご来場はご容赦願います。